

届出の要否（必要・省略可）については右欄をご確認ください

屋内排水設備	新設		必要		
	増設・改築	建物内に雨水管と污水管の両方があり、排水経路の変更を伴う場合 (なおこの場合は施工箇所付近の排水配管状況のわかる図面を届出書に添付すること)		必要	
		ディスポーザ排水処理システム、阻集器、排水槽を設置する場合			
		上記のいずれにも該当しない場合		省略可	
屋外排水設備	新設・増設		必要		
	改築	排水経路の変更がある場合		必要	
		排水経路の変更がない場合	排水管（本管、枝管、雨水浸透管）の内径、管種、こう配、延長の変更がある場合		必要
			汚水ますの形式、内径、深さの変更がある場合		
			雨水ますの形式、内径、深さ、泥だめ深さの変更がある場合		
			公共ますへの接続部の工事である場合		
			ますと排水管を同時に入れ替える工事である場合		
ディスポーザ排水処理システム、阻集器、排水槽を設置する場合					
上記のいずれにも該当せず、下水道施設の機能に障害を与えるおそれがない場合		省略可			